

# 倉吉市介護保険 住宅改修の手引き

令和8年3月

倉吉市健康福祉部長寿社会課

## 目次

1. 介護保険における住宅改修費支給制度の概要.....	1
2. 支給要件.....	2
3. 住宅改修の種類.....	3
4. 支給限度基準額.....	7
5. 支払方法.....	8
6. 手続の流れ.....	9
7. 申請書類の留意点.....	10
8. 現地確認について.....	11

## 1. 介護保険における住宅改修費支給制度の概要

介護保険制度では、要介護・要支援認定を受けた方が、ご自宅で安心して暮らし続けるために、必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。

支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものが対象となります。

**支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。**

住宅改修は、被保険者（利用者の心身の状況および日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。（担当のケアマネジャーがいない場合は、お住いの地域の地域包括支援センターへご相談ください。）

<住宅改修の種類（平成11年3月31日厚生労働省告示第95号）>

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### 《留意点》

#### ○住宅改修業者について

住宅改修業者に倉吉市の指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較・検討したうえで1社を選ぶことをお勧めします。

#### ○施工後のトラブルについて

施工後のトラブルについては、ご自身が業者と交渉することになりますので、（ご契約時には）アフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。

#### ○住宅改修の効果の確認について

施工後は、適宜に担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。

## 2. 支給要件

次の要件をすべて満たすもの。事前申請の手続をしないまま、着工した場合は、原則として支給対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 要介護1～5または要支援1・2の認定を受け、自宅で生活されている方
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地に居住し、その住宅を改修する場合
- (3) 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること

### 《留意点》

#### ○介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について

介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は、認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。(一時帰宅中の支給申請は認められません。)そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。

#### ○一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

#### ○新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築(新たに居室を設ける等)、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

#### ○一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

#### ○支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である倉吉市が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると若干判断が異なる場合があります。(例えば、A市で対象となった工事がB市では対象にならなかった等。)

要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から生活環境を整えるために必要と考えられる適切な内容・範囲においてのみ支給対象となるものであり、高価な材料を使用したり、必要以上に広い範囲を支給対象として申請することのないよう、適切な金額・工法で、効果的な改修となるよう十分に検討してください。(見栄え等のための贅沢・華美なデザインや特に必要性のない加工については認められません。)また、本人の趣味嗜好等を目的とした改修も認められません。

住宅に固定するなど工事を伴うものが対象となりますので、用具を置くだけの場合は支給の対象になりません。

### 3. 住宅改修の種類

#### (1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的とした手すりの取付け工事が対象となります。

#### 【付帯工事】

手すりの取付けのための壁の下地補強も対象となります。

#### 【参考事例】

○給付対象	○ 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等） ○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） ○ 固定されている家具への手すりの取付け（手すりの安全性を確認できる場合に限る。） ○ 既存手すりの撤去費（取替え・移設の場合） ○ 既存手すりの取替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ）
×給付対象外	× 集合住宅等の共用部分の手すり × 敷地外の手すり × 固定したネジの頭を隠す化粧用のシール相当費用 × 手すり取付けの場合で、既存手すり以外の設置物の撤去・移設相当費用 × 扉や固定されていない家具等への手すりの取付け

\* 取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

## (2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げをする工事等が対象となります。ただし、動線が通っていない面積部分は支給対象外となります。

### 〔付帯工事〕

浴室の床のかさ上げ（浴室の洗い場のかさ上げや、浴槽の取替え）に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置工事（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）（平成24年度法改正）も対象となります。

### 【参考事例】

○給付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事</li> <li>○ スロープ・踏み台を固定設置する工事</li> <li>○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事</li> <li>○ 浴室の床のかさ上げに伴う水栓の移設工事（<u>住宅改修に伴う構造上やむを得ない場合に限る</u>）</li> <li>○ 敷石をコンクリートスロープにする工事</li> <li>○ 居室・廊下をバリアフリーにする工事（居室と廊下をフラットにする場合は、敷居撤去やスロープ設置等で対応できない場合に限る）</li> <li>○ 階段の勾配を緩やかにする工事</li> <li>○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事</li> <li>○ 傾斜の解消（平成24年度法改正）</li> <li>○ 転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）（平成24年度法改正）</li> </ul>
×給付対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 床下収納スペースを埋める工事</li> <li>× スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事（*1）</li> <li>× 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事</li> <li>× 上り框に腰かけ台を設置する工事</li> <li>× 給湯器の新設・移設・取替え工事</li> <li>× 転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められるため）</li> <li>× 電気工事</li> <li>× 着脱式の踏み台の設置（*2）</li> </ul>

\*1 取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

\*2 着脱できないように固定する場合は支給対象となります。

### (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室では畳から板製床材やビニル系床材等への変更、浴室では滑りにくい床材への変更、通路面では滑りにくい舗装材への変更等が対象となります。

#### 【付帯工事】

床材の変更のための下地や根太（ねだ）の補強又は通路面の変更のための路盤整備も対象となります。

#### 【参考事例】

○給付対象	○ 畳から板製床材・ビニール製床材等への変更 ○ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○ 階段の滑り止め（固定されているもの）
×給付対象外	× 老朽化による床材の張り替え × 滑り止めマットを洗い場に置くだけ

\* 動線が通っていない面積部分は支給対象外です。また、改修後の変化や効果が明らかでない工事（例：居室のフローリングを別のフローリングに変える工事等）も支給対象外です。

### (4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等が対象となります。

#### 【付帯工事】

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象となります。

#### 【参考事例】

○給付対象	○ 開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え ○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え（老朽化による取替えは対象外） ○ ドアノブの変更、戸車の設置、吊り元の変更（開き位置の変更） ○ 扉の撤去（平成24年度法改正） ○ 扉の取替に伴う補修
×給付対象外	× 自動ドアに取り換えた場合の動力部分相当費用 × 引き戸等の新設。ただし、扉の取り換えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可 × 扉の使用に支障がない場合の間口の拡大（*） × 雨戸の取替え

\* 被保険者の心身の状況等に基づいた理由により扉の使用に支障があると認められる場合は、対象となります。

## (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定されま  
す。

### 【付帯工事】

便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材  
の変更も対象となります。

※水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象となります。

※非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事と  
なります。

### 【参考事例】

○給付対象	○ 和式便器から洋式便器への取替え ○ 洋式便器の工事 ・ 洋式便器をかさ上げる工事 ・ 便座の高さが高い洋式便器に取り換える場合（身体状況等の理由による場合のみ。 また、補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は、住宅改修ではなく福祉用具 購入費の支給対象） ・ 洋式便器の位置や向きを変える工事 ○ 既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式便器を設置（和式便器を洋式便器に取り換 えたものとみなし、洋式便器の設置費用のみを支給対象）
×給付対象外	× 洋式便器から洋式便器への取替え（便座の位置が変わらない場合） × 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 × 介護保険制度の福祉用具の購入対象である腰掛便座の設置 × 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替 え（*） × 電気工事

\* 和式便器から洋式便器への取り換えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への  
取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象  
になります。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象  
外となります。（介護保険制度において便器の取り換えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち  
上がるのが困難な場合等を想定しているため。）

## 4. 支給限度基準額

同一住宅で、被保険者一人あたりの支給限度基準額は20万円です（原則1回限り）。このうち、介護保険の住宅改修費の対象となる工事費の7～9割が保険給付費として支給され、自己負担額は負担割合に応じて工事費の1割～3割（負担割合の基準日は、領収証に記載のある領収日）となります。20万円を超えた場合は、その超えた部分が自己負担となります。

また、20万円の限度額内であれば、何回かに分けて改修することも可能です。

### <負担割合ごとの内訳>

利用者の負担割合	支給限度基準額	介護保険給付上限額	自己負担額
1割	20万円	18万円	2万円
2割		16万円	4万円
3割		14万円	6万円

### <支給限度基準額のリセット>

○転居された場合は支給限度基準額が20万円に戻ります。ただし、住宅改修費の支給を受けた後に他の家屋へ転居し、その後以前の住宅改修の支給を受けた家屋に戻った場合は、最初の家屋の支給限度基準額が適用されます。

○最初の住宅改修着工日から要介護等状態区分が3段階以上上がった場合は、支給限度基準額が20万円に戻ります。※介護度が上がることによるリセットは、一人の被保険者につき1回までです。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第1段階	要支援1
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

#### 【適用例】

初回の住宅改修着工日の要介護等状態区分		3段階以上上昇した要介護等状態区分
第1段階：要支援1	⇒	第4段階以上：要介護3以上
第2段階：要支援2又は要介護1	⇒	第5段階以上：要介護4以上
第3段階：要介護2	⇒	第6段階：要介護5

## 5. 支払方法

支払い方法には、償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

### (1) 償還払い方式

利用者（被保険者）が改修費用全額を施工業者に支払い、給付対象部分から自己負担分1～3割を差し引いた金額が後日、倉吉市から利用者へ給付されます。

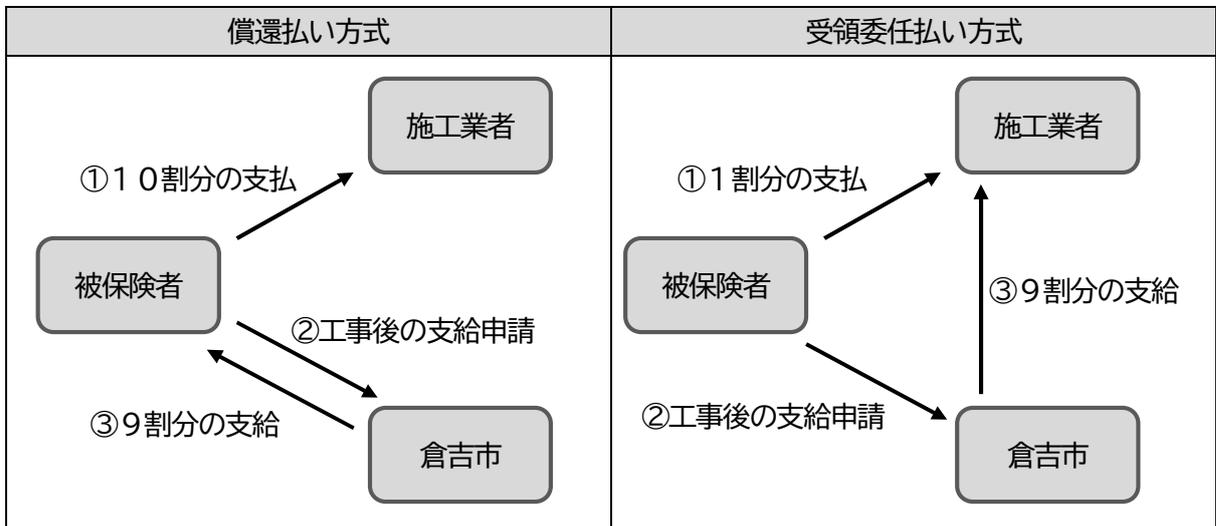
### (2) 受領委任払い方式

介護保険対象の住宅改修に係る費用（給付対象部分）のうち、利用者は自己負担分（1～3割）の金額のみ施工業者に支払えば良い方法です。（残りの7～9割分については、倉吉市が直接施工業者に支払います。）ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、利用者が上記以外に対象外費用の全額を支払うことになります。

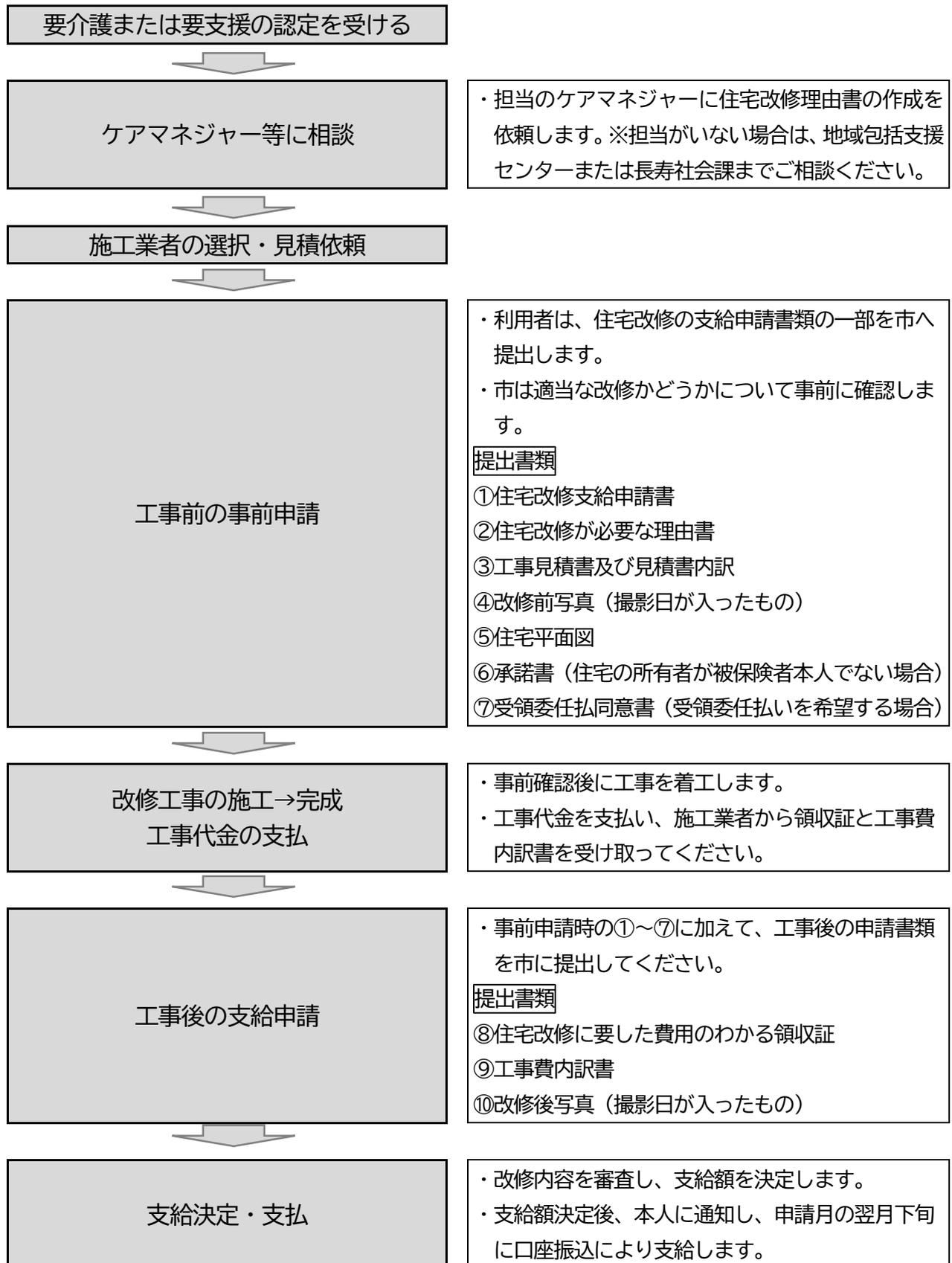
※受領委任払い方式を利用できるのは、次のいずれにも該当する者となります。

- 介護保険料の滞納により保険給付の支払方法が変更になっていないこと
- 当該被保険者が要介護認定新規申請中でないこと
- 施工業者の同意が得られていること

#### <支払方法のイメージ図（利用者負担1割の場合）>



## 6. 手続の流れ



## 7. 申請書類の留意点

<b>①住宅改修支給申請書</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・全ての項目が記載されている こと</li><li>・被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している こと</li><li>・申請者の記名・押印があること（自署の場合は押印不要）</li><li>・訂正箇所には訂正印があること（申請者氏名及び金額は訂正できません）</li><li>・着工日は事前確認の日以後の日付であること</li><li>・支給申請日は工事完了の日以後の日付であること</li></ul>
<b>②住宅改修が必要な理由書</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・記入が必要な全ての項目が記載されていること</li><li>・被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致していること</li><li>・身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記載されている こと</li><li>・改修内容が介護保険対象として妥当であること</li><li>・入院中または入所中の場合、退院または退所予定日が記入されていること（わかる範囲で）</li></ul>
<b>③工事見積書（見積内訳書）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・工事見積書の宛名、住所（施工場所）等が被保険者本人であること</li><li>・工事見積書に社名等の記入や社印が押印されていること</li><li>・工事見積書の計算が合っていること</li><li>・内訳書は改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が分けられて記載されていること</li><li>・材料費と工賃および諸経費が分けられて記載されていること ※工事一式等のみの記載は不可</li><li>・工事見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明示されていること</li></ul>
<b>④改修前写真</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・改修箇所ごとの写真であること</li><li>・写真の枠内に日付が入っていること（日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載の上、撮影すること。）</li><li>・段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真（目盛りが読める）が必要</li></ul>
<b>⑤住宅平面図</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できるものであること</li><li>・段差解消の場合、前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できること</li><li>・踏み台、スロープの設置等の場合、図面に寸法が記載されていること</li></ul>
<b>⑥承諾書（住宅の所有者が被保険者本人および同居の家族でない場合）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・記入が必要な全ての項目が記載されていること</li><li>・住宅の所有者又は賃貸人の記名・押印又は署名があること（自署の場合は押印不要）</li></ul>
<b>⑦受領委任払同意書</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・受領委任払い事業者の必要項目の記載と記名・押印があること</li><li>・被保険者の氏名及び住所の記載があること（自署の場合は押印不要）</li><li>・新規申請中でないこと ※新規申請中は申請不可</li></ul>

<b>⑧領収証</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収年月日が記載されていること</li> <li>・施工業者の印が押されていること</li> <li>・氏名等が被保険者本人であること</li> <li>・ただし書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること (償還払いの場合)</li> <li>・領収金額が、見積金額(工事費内訳書)と同額であること (受領委任払いの場合)</li> <li>・領収金額が、利用者負担額と一致すること(保険対象部分の1～3割である) ※ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、当該対象外費用の全額に保険対象部分の利用者負担額(1～3割)を合計した額となる</li> </ul>
<b>⑨工事費内訳書</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記③の記載を参考としてください。</li> </ul>
<b>⑩改修後写真</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修箇所の写真であることがわかること</li> <li>・写真の枠内に日付が入っていること(日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載の上、撮影すること。)</li> <li>・使用した部材が写真の中で確認できること(必要に応じて工事の経過(途中)写真等を添付)</li> <li>・固定状況や段差状況が確認できること</li> <li>・事前申請時の「改修後図面」及び「工事見積書」と整合した内容であること</li> <li>・改修前と同方向から撮影した写真であること</li> </ul>

#### ≪その他の留意点≫

##### ○事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。住宅改修業者が改修を行うときに、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、必ず事前にケアマネジャーにより長寿社会課までお問合わせください。

##### ○家族等が自ら行う住宅改修について

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象となります。この場合の「領収証」は、材料の販売者が発行したものになります。添付する工事見積書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成しますが、販売者が発行した内訳書(レシートのコピー等)の添付も必要です。

## 8. 現地確認について

倉吉市(保険者)が、書類上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護給付費の適正化事業の一環で、現地確認(工事の前後)をする場合があります。